

株式会社ぶんごおのエネルギー

電気供給約款

別紙 I (料金表)

2018年5月22日より施行の電気供給約款13(料金)に付随する料金を以下とします。
本別紙の適用日は2023年4月1日とします。

(1) ぶんごおのでんき B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、電気供給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、電気供給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、電気供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算

定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしていたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	料金（税込）
20アンペア	1契約	450円13銭
30アンペア	1契約	675円18銭
40アンペア	1契約	891円93銭
50アンペア	1契約	1,114円91銭
60アンペア	1契約	1,337円90銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金（税込）
最初の120キロワット時まで （第1段階料金）	1kWh	18円34銭
120キロワット時をこえ300キロワット時まで （第2段階料金）	1kWh	23円55銭
上記超過（第3段階料金）	1kWh	24円78銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金及び別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

単位	料金（税込）
1契約	334円87銭

(2) ぶんごおおのでんき C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたし

ます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに託送約款に定める値によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、託送約款によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、託送約款により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えた

ものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

単位	料金(税込)
1kVA	286円54銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金(税込)
最初の120キロワット時まで (第1段階料金)	1kWh	18円16銭
120キロワット時をこえ300キロワット時まで (第2段階料金)	1kWh	22円79銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	24円33銭

(3) ぶんごおおのでんき D

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるお客さままで、当社との協議が整った場合に適用します。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、託送約款に定める値によって換算するものいたします。)についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は託送約款に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものいたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、託送約款により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金（税込）
1kW	※個別協議にて決定

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	個別協議にて決定	個別協議にて決定

i. 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ii. その他季

夏季以外の期間をいいます。

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は（ニ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ヘ その他

変圧器、発電設備を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(4) 子育て応援でんき B

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるもの
 - (ロ) 契約者本人の住民票が豊後大野市内にあり、契約者本人と同一世帯上に未就学のお子様がいるお客さま
 - (ハ) 適用期間は、ご加入からお様が小学校に入学する年の3月分ご請求まで
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、電気供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	料金（税込）
20 アンペア	1 契約	332 円 52 銭
30 アンペア	1 契約	498 円 77 銭
40 アンペア	1 契約	659 円 08 銭
50 アンペア	1 契約	823 円 85 銭
60 アンペア	1 契約	988 円 63 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金 (税込)
最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金)	1kWh	18 円 34 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	23 円 55 銭
上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh	24 円 78 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金及び別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

単位	料金 (税込)
1 契約	334 円 87 銭

(5) 公民館応援でんき B

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるもの
- (ロ) 豊後大野市内の地区の公民館である。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款

別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	料金 (税込)
20 アンペア	1 契約	332 円 52 銭
30 アンペア	1 契約	498 円 77 銭
40 アンペア	1 契約	659 円 08 銭
50 アンペア	1 契約	823 円 85 銭
60 アンペア	1 契約	988 円 63 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金 (税込)
最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金)	1kWh	18 円 34 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	23 円 55 銭
上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh	24 円 78 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、最低月額料金及び別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

単位	料金 (税込)
1 契約	334 円 87 銭

(6) ぶんごおおのでんき N

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用します。
 - (ロ) 季節区分、休日平日区分および時間帯区分に定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。
なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板等、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
 - (ハ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (ニ) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
この場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

- (イ) ぶんごおおのでんき N21
- (ロ) ぶんごおおのでんき N22
- (ハ) ぶんごおおのでんき N23

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ニ 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

- (イ) 契約主開閉器および契約負荷設備
契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
- (ロ) 契約設備電力
(1)契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は、次により算定

いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

1)供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

2)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

(2) (1)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準をして定めるものといたします。

(3)契約設備電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ホ 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合、0.5 キロワットといたします。

- (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (ロ) 契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力はその期間の最大使用電力の値といたします。
- (ハ) 契約設備電力を減少される場合で、1 年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月分の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降

12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

へ 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は次にとおりといたします。

(1) 春 季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

(2) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(3) 秋 季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

(4) 冬 季

毎月12月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。

(ロ) 休日平日区分は、次にとおりといたします。

(1) 休 日

別表2イ 休日に定める日をいいます。

(2) 平 日

休日以外の日をいいます。

(ハ) 時間帯区分は、次のとおりにいたします。

(1) ぶんごおおのでんき N21 の場合

i. 昼 間 時 間

毎日午前7時から午後9時までの時間をいいます。

ii. 夜 間 時 間

毎日21時から翌朝7時までの時間をいいます。

(2) ぶんごおおのでんき N22 の場合

iii. 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

iv. 夜 間 時 間

毎日22時から翌朝8時までの時間をいいます。

(3) ぶんごおおのでんき N23 の場合

v. 昼 間 時 間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。

vi.夜間時間

毎日 23 時から翌朝 9 時までの時間をいいます。

ト 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(1)契約電力が 10 キロワット以下の場合

1 契約につき	1,748 円 80 銭
---------	--------------

(2)契約電力が 10 キロワットを超える場合

1 契約につき最初の 15 キロワットまで	4,568 円 20 銭
上記を超える 1 キロワットにつき	563 円 88 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、チ（使用電力の算定等）(ロ)の場合で、一般送配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

(1)昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には、夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
		21 円 53 銭	18 円 30 銭
1 キロワット時につき	休 日	26 円 85 銭	24 円 11 銭
	平 日		

(2)夜間時間

1 キロワット時につき	14 円 55 銭
-------------	-----------

チ 使用電力量の算定等

(イ)料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値をいたします。ただし、その 1 月の夜間時間の使用電力量は、その 1 月の使用電力量からその 1 月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

(ロ)夜間蓄熱機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合は、夜間蓄熱型機器の使用電力量について、その他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、一般送配電事業者は原則として、毎日 23 時から翌日の 7 時までの時間以外の時間は適当な装置を用いて電気の供給を遮断いたします。

リ その他

(イ)この電気供給約款に定める契約種別の適用後 1 年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(ロ)契約設備電力を新たに設置し、または契約設備電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を消滅させ、またはホ（契約電力）(ハ)により契約電力を減少しようとする場合は、電気供給約款 37（供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）に準ずるものといたします。この場合、電気供給約款 37（供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、ホ（契約電力）(ハ)により契約電力を減少しようとする日といたします。

(ハ)契約設備電力を増加されるときは、電気供給約款Ⅶ（工事及び工事費の負担金）の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

(ニ)本別紙に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

(7) 子育て応援でんき N

イ 適用範囲

- (イ) 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用します。
- (ロ) 季節区分、休日平日区分および時間帯区分に定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。
なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板等、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (ハ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (ニ) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
この場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (ホ) 契約者本人の住民票が豊後大野市内にあり、契約者本人と同一世帯上に未就学のお子様がいるお客さま
- (ヘ) 適用期間は、ご加入からお子様小学校に入学する年の 3 月分ご請求まで

ロ 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

- (イ) 子育て応援でんき N21
- (ロ) 子育て応援でんき N22
- (ハ) 子育て応援でんき N23

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ニ 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

- (イ) 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(n) 契約設備電力

(1) 契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

(2) (1)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準をして定めるものといたします。

(3) 契約設備電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ホ 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(ロ) 契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力はその期間の最大使用電力の値といたします。

(ハ) 契約設備電力を減少される場合で、1 年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月分の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約

電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

へ 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は次にとおりといたします。

(1) 春 季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

(2) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(3) 秋 季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

(4) 冬 季

毎月12月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。

(ロ) 休日平日区分は、次にとおりといたします。

(1) 休 日

別表2イ 休日に定める日をいいます。

(2) 平 日

休日以外の日をいいます。

(ハ) 時間帯区分は、次のとおりにいたします。

(1) 子育て応援でんき N21 の場合

i. 昼 間 時 間

毎日午前7時から午後9時までの時間をいいます。

ii. 夜 間 時 間

毎日21時から翌朝7時までの時間をいいます。

(2) 子育て応援でんき N22 の場合

iii. 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

iv. 夜 間 時 間

毎日22時から翌朝8時までの時間をいいます。

(3) 子育て応援でんき N23 の場合

v. 昼間時間

毎日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

vi. 夜間時間

毎日 23 時から翌朝 9 時までの時間をいいます。

ト 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(1) 契約電力が 10 キロワット以下の場合

1 契約につき	1,521 円 80 銭
---------	--------------

(2) 契約電力が 10 キロワットを超える場合

1 契約につき最初の 15 キロワットまで	3,937 円 20 銭
上記を超える 1 キロワットにつき	563 円 88 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、チ（使用電力の算定等）(ロ)の場合で、一般送配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計算された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

(1) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には、夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
1キロワット時につき	休日	21円53銭	18円30銭
	平日	26円85銭	24円11銭

(2)夜間時間

1キロワット時につき	14円55銭
------------	--------

チ 使用電力量の算定等

(イ) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値をいたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

(ロ)夜間蓄熱機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合は、夜間蓄熱型機器の使用電力量について、その他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、一般送配電事業者は原則として、毎日23時から翌日の7時までの時間以外の時間は適当な装置を用いて電気の供給を遮断いたします。

リ その他

(イ)この電気供給約款に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(ロ)契約設備電力を新たに設置し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、またはホ（契約電力）(ハ)により契約電力を減少しようとする場合は、電気供給約款37（供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）に準ずるものといたします。この場合、電

気供給約款 37（供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、ホ（契約電力）(ハ)により契約電力を減少しようとされる日といたします。

(イ)契約設備電力を増加されるときは、電気供給約款Ⅶ（工事及び工事費の負担金）の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

(ニ)本別紙に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

(8) ぶんごおおのでんき K

イ 適用範囲

(イ)九州電力株式会社の季時別電灯契約より当該プランに変更していただく場合のみ適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(1)契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値をいいます。

ニ 季節区分および時間帯区分

(1)季節区分は、次のとおりといたします。

イ) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2)時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ) デ イ タ イ ム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ) リ ビ ン グ タ イ ム

毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後10時までの時間をいいます。

ハ) ナ イ ト タ イ ム

毎日午前0時から午前8時までの時間および午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)

イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	907 円 44 銭
---------	------------

ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアを超える場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,424 円 40 銭
上記を超える 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ) デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ算定いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季が含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分して得た値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量器が記録され、遠隔操作での検針(以下「遠隔検針」といいます。)により確認できる場合には、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	35 円 58 銭	29 円 72 銭

ロ) リビングタイム

1キロワット時につき	24円04銭
------------	--------

ハ) ナイトタイム

1キロワット時につき	13円23銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表(1.再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	562円23銭
--------	---------

別表 2

イ 休日

本別紙において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

12月30日

12月31日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日